

00371

鳥取縣公報

本書ノ大キサ國定規格A5判

第 千 二 十 六 號

昭和十四年五月五日 金曜日

條 例

◆鳥取縣條例第五號

昭和八年二月鳥取縣條例第一號鳥取縣稅賦課條例中左ノ通改正ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

第一條第八號中「遊興稅」ヲ削ル

第十八條ノ二第十號中「遊興稅ハ遊興ナシタルトキ」ヲ削ル

別表鳥取縣營業稅及雜種稅課率課額表中遊興稅ヲ削ル

附 則

本條例ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣條例第六號

昭和八年二月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅賦課條例施行細則中左ノ通放正ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第三章 削除
 第三十五條第一號中「第九條又ハ第二十八條」ヲ「又ハ第九條」ニ同條第四號中「第十九條、第二十六條又ハ第二十七條」ヲ「又ハ第十九條」ニ改ム

別記様式中様式第一號及様式第二號ヲ削除ス

附 則

本條例ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣條例第七號

昭和七年九月鳥取縣條例第十六號縣稅徵收條例中左ノ通改正ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條第六號中「遊興稅遊興ヲナシタルトキ」ヲ削ル

第六條 削除

第八條中「又ハ遊興稅徵收義務者ヨリ遊興稅申告書ヲ受理シタルトキ」ヲ削ル

第九條中「又ハ遊興稅徵收義務者」ヲ削ル

第二十五條中「及第六條ニヨリ拂込ミヲ受ケタル遊興稅」ヲ削ル

第三十一條 削除

別記樣式中第五號樣式ヲ削除ス

附 則

本條例ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣條例第八號

別記樣式中第五號樣式ヲ削除ス

昭和十二年十二月鳥取縣條例第八號支那事變ニ伴フ縣稅不課稅ニ關スル條例中左ノ通改正シ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

「(遊興稅ヲ除ク)」ヲ削ル

訓令

◆鳥取縣訓令甲第四號

昭和七年九月鳥取縣訓令甲第十九號財務出張所事務取扱規程中左ノ通改正ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

財務出張所長

附 則

本令ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス
 ◆鳥取縣訓令甲第五號

本令ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和七年九月鳥取縣訓令甲第二十一號縣稅徵收及縣稅外收入收納取扱手續中左ノ通改正ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

市町村長

昭和七年九月鳥取縣訓令甲第二十一號縣稅徵收及縣稅外收入收納取扱手續中左ノ通改正ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣公報 第千廿六號 昭和十四年五月五日 (第三種郵便物認可)

三

第一條中第九號ヲ削除ス
第五條中「及縣稅遊興稅收納簿」「及第八號」ヲ削ル

第十條 削 除
別記様式中左ノ通改ム

第一號様式中「(遊興稅ヲ除ク)」ヲ削ル

第二號様式 削 除

第七號樣式中「(遊興稅ヲ除ク)」ヲ削ル

第八號樣式 削 除
附 則

本令ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

告 示

◆鳥取縣告示第三百一號

米穀現在高調查員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

嘱託者氏名	解囑者氏名	擔當調査區域	職務執行場所	嘱託解囑年月日
飯野信美	河口安一	岩美郡小田村	岩美郡小田村役場	昭和十四年五月二日
北島基	一	氣高郡日置村	氣高郡日置村役場	同
泉清實	岡村明	氣高郡勝部村	氣高郡勝部村役場	同
中原優一	河本康種	氣高郡勝谷村	氣高郡勝谷村役場	同

◆鳥取縣告示第三百二號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年二月二十三日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クヘシ

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査月日

検査場所

検査區域

奉付時刻

五月五日

竹田村下

烟

竹田村一圓

午前九時

五月六日

同

同

旭村一圓

午後二時

五月八日

旭村小河内

同

旭村一圓

午前九時

五月九日

小鹿村高橋

同

小鹿村一圓

午前九時

00376

五月十日

三徳村坂本
同村片柴
三朝村横手三徳村一圓
三朝村一圓

五月十一日

西鄉村八屋
日下村福庭
山守村今西
同村堀西鄉村一圓
日下村一圓
山守村一圓

五月十二日

南谷村大鳥居
矢送村關金市場
倉吉町家畜市場南谷村一圓
矢送村一圓
倉吉町一圓

五月十三日

上小鴨村大宮
同村中河原
北谷村福本上小鴨村一圓
小鴨村廣瀬
北谷村一圓

五月十五日

小鴨村大宮
同村中河原
北谷村福本上小鴨村一圓
小鴨村一圓
北谷村一圓

五月十七日

高城村上福田
同村大立高城村一圓
中北條村一圓

五月十八日

中北條村江北
下北條村弓原
社村國分寺中北條村一圓
北谷村一圓
社村一圓

五月十九日

高城村一圓

高城村一圓
午前九時

五月二十日

花見村長和田
松崎村理立田
舍人村方地
泊村園花見村一圓
東鄉、松崎村一圓
舍人村一圓
泊村宇野村一圓午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十二日

長瀬村長瀬
淺津村下淺津
灘手村別所
榮村龜谷長瀬村一圓
淺津、橋津村一圓
灘手村一圓
榮村一圓午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十三日

大誠村原
由良町妻波大誠村一圓
由良町一圓午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十四日

古布庄村三本杉
同村矢下

古布庄村一圓

午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十五日

上鄉村大杉
下鄉村針上鄉村一圓
下鄉村一圓午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十六日

金市家畜市場
八橋町

(逢)八橋町一圓

午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十七日

赤崎町家畜市場
成美村勝田(赤崎町)
成美村一圓午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

五月二十八日

下中山村御崎

下中山村一圓

午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九
午前前前十九

00377

00378

五月二十九日

上中山村樋ノ井

上中山村一圓

午前十時
午後十時

五月三十日

以西村宮木

以西村一圓

六月一日

上北條村新田

上北條村一圓

午前九時
午後九時

◆鳥取縣告示第三百三號
繭生產費調査ノ繭絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ
昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

嘱託セラレタル 繭絲調査員氏名	解囑セラレタル 繭絲調査員氏名	擔當調查養蠶者 番號	擔當調查養蠶者 番號	嘱託又解囑セラレタル年月日
飯尾炳	今井豊	第一號中島一雄	第一號中島一雄	昭和十四年五月二日
森留啓吉	岡田哲夫	第二號高垣宗一	第二號高垣宗一	同
平尾要太郎	佃動	第七號山田彦八	第七號山田彦八	同
大槻誠太郎	保動	第八號船崎六藏	第八號船崎六藏	右
清水賢一	松島保	第九號福島君美	第九號福島君美	同

00379

田達巳	森村岩雄	第一號岡田武彌	第一號岡田武彌	右
第一號松本武彌	同	第一號松本武彌	同	同

◆鳥取縣告示第三百四號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

建築主ノ住所氏名 米子市河崎二八四九ノ四番地

足本武一郎

建築物ノ所在地 米子市河崎二八四九ノ四番地

部落集會場

木造瓦葺平屋建一棟

構造種別 木造瓦葺平屋建一棟
建築面積 二八五四
突出セル部分 六三、三〇六平方米

命令事項 二九、一五四平方米

建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却

スベシ

本建築物ヲ他人へ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第三百五號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市敷片原町四五番地ノ三

一 建築物ノ所在地

鳥取市西品治町三七五ノ五、三八一ノ一、三八〇ノ二番地

一 用途

製紙工場

一 構造種別

木造瓦葺二階建二棟

一 建築物ノ面積

建築面積 一七七、一七〇平方米
突出セル部分 七二、二三六平方米

一 命令事項

一本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却
スペシ

一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第三百六號

昭和十四年五月五日

00381

一 建築主ノ住所氏名

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築物ノ所在地

米子市博勞町三丁目一四〇番地

一 用途

住宅

一 構造種別

木造瓦葺平屋建 一棟

一 建築物ノ面積

建築面積 四五、九〇平方米
突出セル部分 二〇、〇一平方米

一 命令事項

一本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却
スペシ

一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第三百七號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市若櫻町四〇番地

00382

一

建築物ノ所在 地

鳥取市新町五番地ノ一

山

本

峰

用 途

店舗

構造種別

木造瓦葺平屋建

一棟

建築物面積

建築面積 突出セル部分

二一、〇四平方米

命令事項

一本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一本建築物ヲ他人へ譲渡シタル場合八十日以内ニ届出ヅベシ

知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第三百八號

道路法第十一條ニ依リ府縣道路線ヲ左ノ通認定シ現在道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ道路ヲ接續スル橋梁ト共ニ本日ヨリ供用ヲ開始シ府縣道米子停車場線及同米子皆生線ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

路線名	終點	起點	重要ナル経過地
米子飛行場線	米子飛行場	府縣道境皆生線	
米子停車場	府縣道米子港線	米子停車場	

00383

◆鳥取縣告示第三百九號

道路法第十一條ニ依リ府縣道路線ヲ左ノ通認定シ現在道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ本日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

路線名	終點	起點	重要ナル経過地
大山口停車場末吉線	大山口停車場	西伯郡所子村大字	大山口停車場末吉

◆鳥取縣告示第三百十號

府縣道境皆生線中左ノ通其ノ路線ノ認定ヲ變更シ在來ノ道路ノ供用ヲ廢止シ變更道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ本日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

00384

現 在 道 路 線

變 更 道 路 線

米子市兩三柳字御建荒神後、九二二ノ一地
先ヨリ同市上福原字中大境一、五一ニ番地
ニ先ニ至ル間

米子市兩三柳字御建荒神後、九二二ノ一地
先ヨリ同市兩三柳字深地、同市東福原字御
建通大境六五一ノ二地先ヲ經テ同市上福原
字中大境一、五一ニ番地先ニ至ル間

◆鳥取縣告示第三百十一號
米穀生產費調査員左記ノ通囑託アリタリ

昭和十四年五月五日

鳥取縣知事 副見喬雄

氏名	擔當調查區域	職務執行ノ場所	囑託年月日
金谷謙太郎	氣高郡大和村	大和村役場	昭和十四年五月二日

彙報

五月三日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容左記ノ通
週報第百三十三號掲載內容

一 戰爭と國民保健 (厚生省)
第一編 母性、乳幼兒の問題
第二編 栄養の話

一 族稱氏名職業 (第三編 結核の話)

右ハ昭和十四年三月二十六日午後六時同市南二軒屋町旅人宿岡

本アサ方ニテ病死々、稱本籍地へ照會シタルモ該當者ナキタメ死
体ハ本市ニ假埋葬ニ附ス
右心當ノ向ハ直接當該市長宛照會相成度

◎一 取扱人 高知縣安藝郡佐喜濱村長

一年齡 詳
一族稱氏名職業 不詳
推定五十五歲男

一人相及特徵 丈約五尺ニ頭髮三寸瘠形 顏細長形、色
淺黑、啞者

一着衣 所持品 著衣、縞木綿、江戸腹アテ、メリヤスシ
ヤツ、持物、古バスクケット、御六ツ鏡一
ツ、鏡丁一ツ、タオル四ツ、古着三枚、
其外數點(ボロ物)

一死亡原因 考定脳溢血
不明

一死亡ノ時 昭和十四年四月十三日
右心當ノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

一人相身長五尺一寸位額丸眉濃齒上下不揃口鼻眼
耳共ニ普通色黒キ方頭髮五分刈白毛交リ中

一所持品 内

一着衣 木綿縞木綿衣一メリヤスシャツパツチ各一
黒木綿ノ帶ヲ爲ス

特徵ナシ

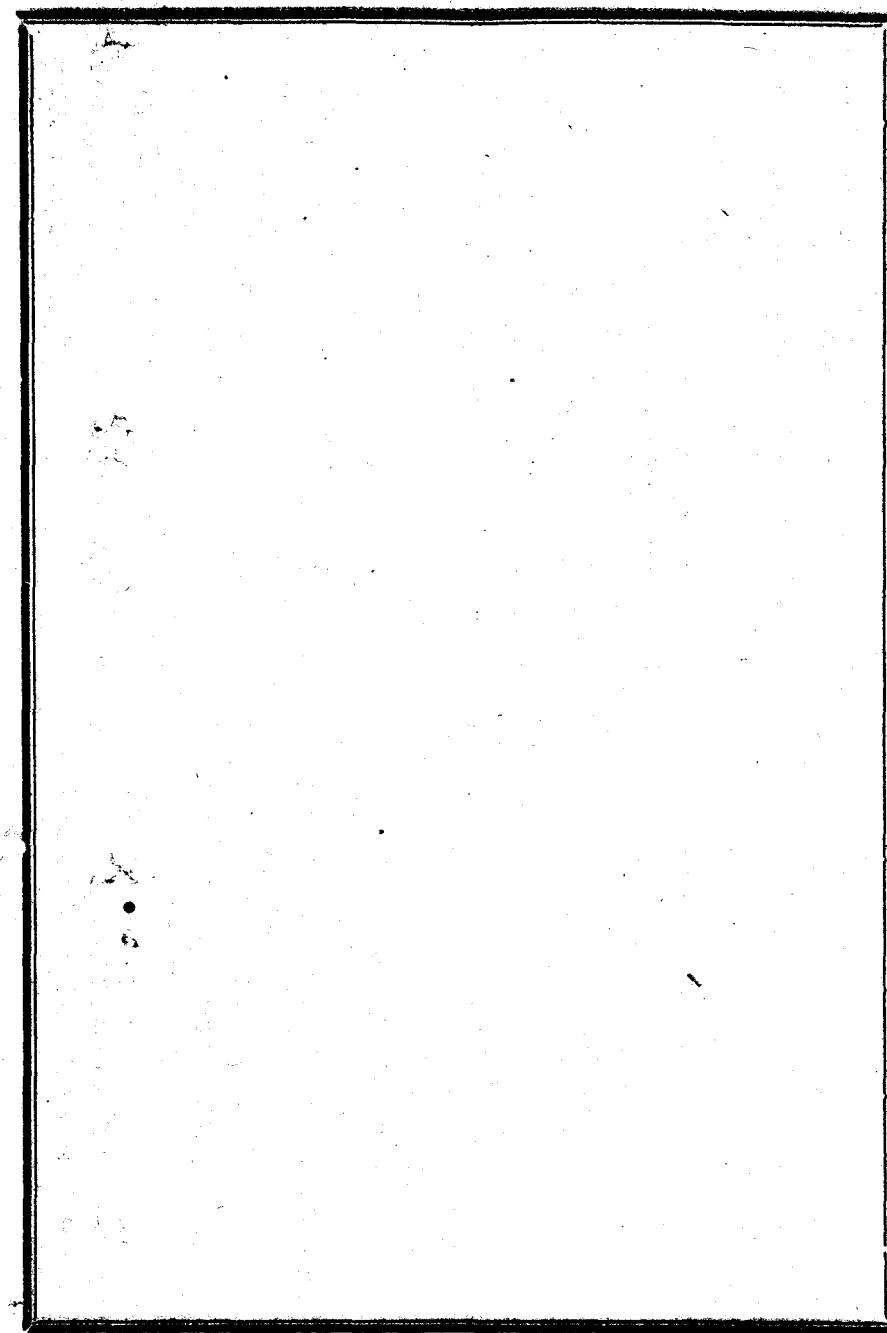
松村大吉

一取扱人 德島縣海部郡和佐町字村
一自稱本籍 德島縣德島市長

一人相

當六五才

00386



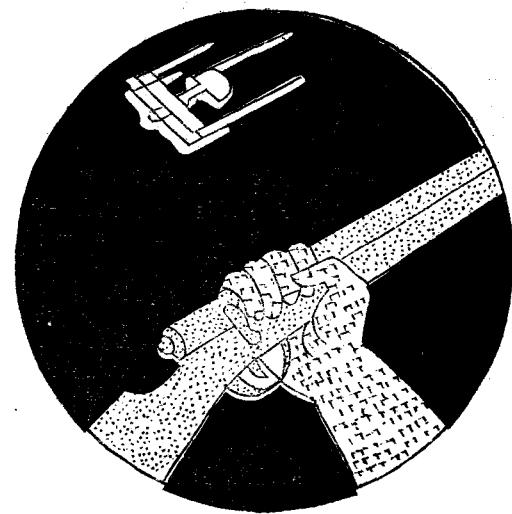
00387

彙

報

第一二號

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

00388

目 次

- 一、青年學校令の義務制實施に當りて……鳥取縣知事 副見喬雄談 一九頁
 二、青年學校令改正の要點……………（學務課）二〇頁
 三、恩給金庫の解説……………（知事官房）二二頁
 四、軍馬資源の保護に關する法律……………（農產課）二十五頁
 五、從業者移動規則と技術者養成の義務制……………（社會課）二六頁
 六、傷痍軍人の保護施設（未完）……………（社會課）二七頁
 七、北支派遣郷土部隊慰問使第一報……………（社會課）二八頁
 八、森林資源培養に關する法律の改正……………（林務課）三四頁
 九、鳥取縣臨時國勢調査部設置規程……………（統計課）三六頁
 十、支那事變出征記念自作農創設維持……………（規畫課）三七頁
 十一、御仁慈に感激、傷兵の感想文（未完）……………（社會課）三八頁

00389

青年學校教育義務制
實施に當りて

鳥取縣知事 副見喬雄談

四月二十六日勅令第二百五十四號を以て青年學校令の改正公布せられ、茲に多年各方面の要望であつた青年學校教育の義務制が愈々實施せらるゝに至つたことは、邦家の爲洵に慶賀に堪へない處である。

抑々青年學校教育は小學校卒業後直に、社會の實務に就く男女青年の總てに對して漏れなく教育の機會を與へると共に國民としての修養上最も重要な青年期に於て、その教養訓練に隙ながらしめんことを期するもので、青年學校

教育が如何に青年の智能、德操身體の向上發達等に顯著なる効果を齎してゐるかは、今次事變に當り、青年學校卒業者が前線に於て亦銃後の活動に極めて重要な役割を果しつゝあるかは已に明かな事實で、青年學校教育の真價を一般に認識せらるゝに至つたのである。斯の如く最も有効なる教育機關であるから實務青年は一人残らず青年學校に學び未就學者の絶無を期せねばならない。然るに從來家庭や職業の事由でその就學率が全國的に見て未だ充分ならず相當多數の青年が何等正規の教育を受け得ずして放任せられてゐる實情であつたのであるが此の度義務制が實施せられることになり、普く教養を高むることは青年自身はもとより之を社會政策的に見ても頗る慶賀すべきことである。

00390

今や我國は非常重大の時局に當面し未曾有の飛躍的發展の時機に際會してゐる、此の秋に當

り青年が一齊に義務制實施の精神を以て進んで

就學出席し、學校教職員は亦この精神によつて

教育に當り以て本縣青年學校教育は一齊義務制

實施と同様の進展を遂げんことを期待してゐる

のである。然しながら青年學校教育はその性質

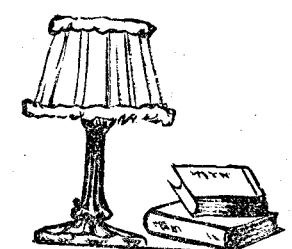
上社會各方面の熱誠なる協力によりその振興を

期せんとするものなれば、縣民各位は克く義務

制實施の趣旨を諒させられ、實務青年の爲、特

に各方面に於て益々協力援助せられんことを切

望してやまない次第である。



青年學校令 改正の要點

四月廿六日勅令第二百五十四號を以て青年學校令改正公布せられ愈々待望の青年學校教育の義務制が實施せられることになった。
今青年學校令改正の要點を摘記すれば左の通りである。

(一) 就學該當者に關する事項 (青年學校令)

年齢満十二歳を超えて満十九歳(満十九歳に達したる日に於て青年學校本科の學年の中途に在る者は其の學年の終)に至る迄の男子は左の各號の一に該當する者を除くの外は其の保護者に於て之を青年學校に就學せしめ義務課程を履行させることとな。

一、小學校に就學せしむべき者又は現に小

00391

學校に在學する者

二、現に高等學校尋常科に在學する者

三、現に師範學校本科第一部に在學する者

四、現に中學校に在學する者又は同第四學年を修了したる者

五、既に實業學校に在學する者尋常程度を以て入學資格とする修業年限四年以上の者

六、青年學校本科の課程を修了したる者

七、特に文部大臣の指定する者 卒業し若は同第二學年を修了したる者 卒業義務者に關する事項(第十三條) 六、青年學校本科の課程を修了したる者 七、特に文部大臣の指定する者 卒業義務者に關する事項(第十七條)

就學督勵の義務に關する事項(第十七條)
雇傭主は使用する義務就學者の就學出席を妨げることなく必要なる時間を與へる様規
者又は後見人である

(三) 就學督勵の義務に關する事項(第十七條)

(二) 就學義務就學者の就學出席を

(一) 就學義務就學者の就學出席を

(四) 就學義務の免除並に(第十四條)
猶豫に關する事項
義務就學者が瘋癲、白痴又は不具廢疾等の他己むを得ざる事由により就學時期に就學不能の場合は手續により義務を免除せられ病弱其他の他己むを得ざる事由により就學を猶豫せしむるに必要なる青年學校を設置する義務を規定せらる。

尙生徒數甚だ少數にして一青年學校を構成するに足らざる時は他町村青年學校に教育を委託しえること町村資力貧弱にして青年學校設置に堪へざる時且組合立青年學校を設置不能の場合は設置義務を免除され得ることとなつた。

(六) 學務委員に關する事項(第卅四、卅五條)

市町村は青年學校に關する教育事務を遂行せしむる爲學務委員を置くこととなつた。

00393



恩給金庫の解説

一、恩給金庫の趣旨

恩給・年金等はこれを受給者的一身に専属せしむべきものであつて、之を他に譲渡する事は法の禁ずる處であつたのであるが、世又は擔保とする事は法の禁ずる處であつたのであるが、世

間の實際は仲々複雑であつて中には脱法行為である事は知りつゝも止むを得ざる事情の爲に之を引當として金融業者から融通を受け、甚しきはこの窮屈を探つた結果一生涯給與證書の取戻不可能の者すら生じてゐた事は公然の秘密の觀さまへあつたのである。この實情から考へて遂に昭和十三年三月恩給金庫法及びこれに伴ふ恩給法の改正法律が公布せられ、同年七月一日から恩給金庫の開始となつたのであるが、尙一般受給

者に徹底せぬ感もあるので茲に要點の説明をして置く事とする。

二、恩給法改正の要點

恩給法第十一條を左の通り改正せられた。

「恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ譲渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス 但シ特別法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定官廳ハ支給廳ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘシ」

附則第一條第二項

「第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セズ」
これは既に恩給、扶助料又は年金證書を擔保として借入れしてゐる人に從來の擔保の解消或は恩給金庫に借替の猶豫期間を與へられたものである。貸主も昭和十六年七月一日以後は證書を持つてゐても反古となるのである。

三、業務の種類

- (1) 貸付 一般貸付金額は給與年額の五年分以内、壹萬圓迄の範圍で、その年令、健康状態等に依つて成るべく受給者の希望に副ふやう決定する。貸付金額は利子年六分の現價計算の方法に依る。
特別貸付は恩給、扶助料の證書下付前に於て特に必要な者に貸付けるものである。

尚借入たものゝ死亡其の他の爲に金庫に損害を生ずる事を豫見せねばならぬので、年令に應じて少量の補償料を徵收する事になつてゐる。又生命保険に加入して居る者はその保険金請求権を附帯擔保とする事に依つて補償料の減額をする事が出来る。

(2) 給與金寄託 恩給、年金の受領者が之を受領するには受給權調査票の提出とか、受給權證明、支給請求書等相當の手數を要するし、且つ恩給の保全とその利用を有効ならしむる爲「定期寄託」「特別當座寄託」の制度がある。恩給庫金庫が代理受領して利息を附して積立置くものである。前者は普通銀行の定期預金

後者は特別當座預金に相當するものである。
(3) 代理と相談 代理業務には代理受領、恩給扶助料の請求、年金の遞受出願、受給權調査票の届出代辦など。相談業務は債務の肩替り相談或は受給者と債務者との間の解決斡旋、其の他貸付に關係の有無に拘らず恩給扶助料に關する一切の相談に應する。

四、事務所

主たる事務所は東京に置き、主務大臣の認可を得て必要の地に事務所を置く事が出來ることになつてゐて、現在大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺、台北、京城、大連、の八ヶ所に支店を有し、四谷、横濱、小倉、鹿兒島、小樽、台南の六ヶ所に出張所がある。本縣は廣島支店の取扱になつてゐて、一般に利用者は原則として居住地の屬する地域を區域として受持つ支店、出張所を利用するのであるが、受給者の便利に従つて何れを選ぶも適宜である。

備考 (本店 東京市京橋區新川二丁目五番地
廣島支店 廣島市袋町一番地(明治生命ビル内)
大阪支店 大阪市東區南玉造町七番地)

00394

先づ一般貸付のみに就いて記すと必ず本人直接申込む事これは仲介者による行違ひを防ぐ爲である。若し本人が病氣又は遠隔の地へ出向中等で自身出頭出来ない時は本人の親族に限つて代理人を認めるが、この時は親族である事實の判る書類、例へば戸籍謄本の如きものと委任状を差出さなければならぬ。

差出書類

- 一、借入申込書(金庫にて發行の用紙)
- 二、恩給、扶助料又は年金證書
- 三、扶助料の場合は申込前一ヶ月以内に作つた戸籍謄本
- 四、申込前二十日以内の日附の印鑑證明書
- 五、申込人が妻の時は戸籍謄本と夫の同意書

又未成年者の時は戸籍謄本、但し母が親權を行ふ場合及び後見人の場合は裁判所の親族會招集決意書謄本及び親族會の同意書

六、本人出頭の出来ない場合に代人申込の時は、親族たる事を證する書類と委任状並に本人現在の身体についての醫師の健康診斷書(詳細なるを要す)及本人の戸籍謄本、若し又書面を以て本人自身申込の場合は本人の委任状は不要であるが其の他は入用である。

七、支給廳の支給状態證明書又は回答書(用紙は金庫に要求しその用紙に自己の住所氏名、證書番號、年額等を記入し支給廳に願出ればよい)

八、生命保険金請求権を附帯擔保とする場合は(生命保険は契約後一年以上、簡易保険は一年半以上經過したるもの)左の書類を必要とする。

イ、保険證券

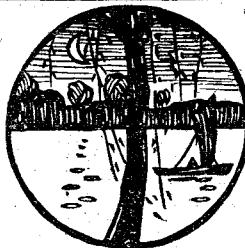
ロ、最近の拂込保険領收證

ハ、保険契約者及保険金受取人を恩給

金庫に名義變更請求書

ニ、保険契約者の印鑑證明書(契約者と

00395



軍馬資源の 保護に関する法律

今回の支那事變の經驗は、從來の馬政計畫では到底急速に

軍馬の需要を充たす事が出來ないのみならず、徵發馬の資格及び能力に於ても種々遺憾の點があることを認めるに至つたので、内地保有馬の資質向上と馬の生産擴充を圖る爲に「軍馬資源

被保險者を異にする場合は被保險者の分も必要

尙不健康者、六十五歳以上の者、妻たる扶助料受給者であつて四十歳未満のもの、子たる扶助料受給者であつて五歳未満の者、及勳章年金の繼受者又は遞受者に對する特殊貸付は給與金の二ヶ年分以内に限定される。

保護法」と「種馬統制法」の出現を見るに至つた。

軍馬資源保護法の概要

(一) 軍用保護馬の設定

政府は毎年馬の検査を行ひ合格したものをして「軍用保護馬」としてその飼養管理を改善する爲に毎年度豫算の範圍で補助金を交付する。

(二) 軍用保護馬の確保

検定合格馬及び軍用保護馬の輸移出には政府の認可を要する。

(三) 軍用保護馬の鍛錬

政府管理の下に地方長官が普通鍛錬を、道府縣畜產組合及び同聯合會が鍛錬競技を行つてその能力の充實を期する。尙鍛錬競技の内には軍馬資源に關する知識普及の爲優等馬票の發行を認め、從來の地方競馬は之を廢止する。鍛錬競技の施行は毎年二回以内毎回四日以内である。

00396

種馬統制法

(一) 馬の種付事業

國家の獨占に委ね、政府之を管掌する。

(二) 種 牡 馬

改良増殖の根幹たる種付馬を整備する爲種牡馬及び候補種牡馬の制度を設ける。

(三) 優良種牝馬

優良なる牝馬を整備する爲、優良種牝馬及び候補優良種牝馬を指定し、政府の特別なる保護監督の下に置く。

(四) 配 合 統 制

配合統制の完璧を期する爲、馬の配合についても必要に應じて政府に於て統制する。



技術者養成の義務制

工たりし者で六ヶ月以内の者を雇入れる場合には所轄職業紹介所長の認可を得ねばならぬ事となり、(但し或る一部のものは報告だけ)且つ關係職業紹介所長は必要により關係人から報告を徵し又は當該官吏をして臨検又は検査を爲さしめ得る事となつた。

二、技術者養成の義務

技術者、熟練工は容易に供給する事が困難である關係上これを養成して供給を潤澤にする事が大切である。かかる技術者熟練工の養成は學校其の他の技術者養成施設のみに止らず、それゝの工場、事業場にその養成義務を負はせる事となつたのである。この義務は、年齢十六年以上の男子労働者を常時二百人以上使用せるもの、及び同じく常時二百人未満使用せるもの、中常時五十人以上使用してゐるもので特に厚生大臣の指定した事業主に課する事になつてゐる



傷痍軍人の保護施設

聖戰遂行の進展と共に多數の傷痍軍人各位が歸還せられるのを見まして吾々國民は、その奮戦苦闘を偲び非常な尊敬と感謝の情に打たれると共に、一面深甚なる同情の念の胸に迫るのを禁じ得ないのであります。國家はこれが爲に傷兵保護院を設け縣にも社會課に其の係りを置いてこの名譽ある傷痍軍人保護の實を擧げる事を盡力してゐる次第であります。左にこの傷兵保護事業の大要を説明して各位の参考に資し度いと思ひます。縣民各位は心からなる感謝の誠を效して充分傷兵保護の實を擧げられると共に傷

他の時局關係諸産業に著しい躍進を來し、從つて勞力の需要が異常な増加を來して各所に勞働力の不足が告げられるに至つてゐる。この爲に一面從業者の争奪引抜を誘致し、勞働力の不需要な移動は國家としての完全な利用を妨げる結果を來す事實も生ずる、特に熟練工の不自然な移動はその弊害亦甚大なるものがある。これを調制する爲に國家は事業者及從業者に對して法的制限と義務とを課したのである。

一、從業者雇入の制限

年齢十六歳以上五十歳未滿の男子にして、主として鑛業、金屬工業、機械器具工業等の中、厚生大臣の指定する職業に從事せる者、やはそれから離業してより時日の少いもの、及び養成

00398

演軍人各位もよく官民一致の熱誠に應へて自奮自勵せられ、新しい時代の建設者として再起奉公を盡されん事を冀望してやまない次第であります。

一、醫療保護に関する施設

(1) 陸海軍病院の再入院

軍病院の手厚い治療によつて恢復された方も除役又は召集解除後又再發する場合があります。

再入院に當りては所定の手續をせねばなりますがこんな方は再び近くの軍病院で官費治療を受ける事が出来ます。

せんが最後の陸軍病院で診斷を受けて再入院する場合には手續は後でもよい様です。

(2) 傷兵保護院の醫療

陸海軍々人(將校及准士官を含む)又は之に準すべきものが戰鬪又は公務によつて傷を受け又は病氣に罹りその爲に一種以上の兵役を免除され恩給法による恩給を受けるもの及び受けた見込の確な者又は現役中若くは應召中故に手續は後でもよい様です。

ハ、傷痍軍人精神療養所、精神的障害のある人が入るもので東京府に設置される事で、本縣人は三朝の療養所へ行くことになります。

ニ、官公私立病院へ委託入院、病氣家庭の事情で前記の療養所に入所出来る者

00399

ホ、民間温泉旅館への委託治療

ヘ、居宅に於ける醫療、^{がんか}が病院に入院する程でない人は自分の家から近くの

醫師に通つて治療を受けることが出来ます。

以上醫療は皆官費です

(3) 軍事扶助法による醫療

傷兵保護院の治療は除役原因、召集解除原因の病に關係ある病でしたが軍事扶助法では、その兵が一等症二等症に拘らず一種以上の兵役を免除された人で家の生活の困難な者はどんな病でも治療を受けることになつてゐます。

(4) 恩賜財團軍人援護會の醫療

前者は家の生活困難の人であるが、こゝでは少しはましかも知れないが矢張り生活に困る人の病氣を見て行くことになつてゐます。

(5) 傷兵院

小田原にあります、傷病院法に基いて、增加恩給の極く程度の高い人を收容保護する所で

す。しかしこゝに收容される際には恩給及扶助料を停止されることになつてゐます。

二、職業保護に関する施設

(1) 職業指導

除役、解除せられた傷痍軍人の適職について研究し相談する爲縣に配置されてある職業指導専務職員は職業紹介所及職業顧問と協力して病院を訪問し傷痍軍人と個々面接してゐますが、この相談は病院でばかりでなく歸郷後の方々に對しても爲し、又は相談は職業に關するばかりでなく凡ゆる援護事務其の他の相談をも行つてゐます。

(2) 職業の再教育

職業再教育を受け得る資格は、戰鬪又は公務に依り傷を受け又は病にかかり、之が爲恩給法に依り増加恩給、傷病年金若くは傷病賜金を受け、又は受くる見込確實なる者(將校及准士官を含む)です

1. 國立の職業再教育所

大阪府堺市、福岡縣小倉市及び東京に既設の財團法人啓成社に於て比較的高度且長期の職業教育を行ひ、修了者に對しては就職の斡旋其の他各種の援護を行ひます。教育中の費用は一切不要(食費共)になつてゐます。

2. 縣の職業再教育所

國の施設が長期且高度のものであるのに對して、縣では短期且低度のものゝ再教育を縣内で行ふことになつてゐます、期間は夫々種類に依て異なるわけですが、大体六ヶ月を原則とし多少の伸縮をします。

蔬菜、花卉、果樹栽培、促成抑制栽培、特用作物苗木栽培、養畜養鶏、農産加工等に付ては鳥取市之縣立農事試驗場及米子市同場分場に教育所及寄宿舎を設りて收容教育します。工業方面は縣の特產である木工藝美術品を主として和洋塗物、家具建築物、履物等の教育は鳥取市の縣商工獎勵会木工部内に教育所を設けて收容教育します。教育希望者

に對しては教育材料、教育中の食費、旅費等月十五圓以内で支給し、授業料は不用です。尙教育設備を設けない教育科目を希望する者に對しては適當な會社、工場、學校、商店等に委託して教育し委託料として委託先に月二十圓以内支給します。

3. 學資給與

傷痍軍人で工業商業其他傷痍軍人職業再教育に適當なる科目を有する學校に入學したもので品行方正、意志強固且思想穩健な者で將來成業の見込確實なものに對し專門學校以上年額六百圓以内、中等學校程度年額三百圓以内で適當に斟酌して支給されます。又貴い經驗を教壇から小國民に注ぎ込む爲に小學校教員及中等學校教員が養成されます。その學資給與の資格は中等學校、高等專門學校の卒業です。

(3) 就職の斡旋

就職希望の方は近くの紹介所

鳥取市役所前 鳥取職業紹介所

米子市役所裏 米子職業紹介所
倉吉町警察署隣 倉吉職業紹介所
又は市町村役場に希望を申出になれば全國何處の仕事口でも御世話します。

職業紹介所は國營であります。無手數料で世話をするばかりでなく、就職旅行の際には汽車五割引證を出し、又就職後事業主や同僚との間がよく行くやうに絶えず輔導をすることになつてゐます。

(4) 其他

自營業者には軍人援護會で大体五百圓以内十ヶ年賦(利子年一分)生業資金貸與の道が出來るやうであります。傷痍軍人を雇傭した事業主に對してはその爲設備の改善を必要とする場合一設備百圓以内の改良費補助を受けることになつてゐます、又失明傷痍軍人寮と失明傷痍軍人教育所とを設けて之が教育及寮生活に依つて適職を求めて再起するを得るやう援助することになつてゐます。尙作業義肢、作業補助具の配



北支派遣郷土部隊

慰問使第一報

我が鳥取縣を代表して、北支に武勳赫々たる郷土部隊を慰問すべく、縣より郷土部隊諸勇士への慰問金及び在郷家族よりの書信、寫真、小學生慰問作品其他の寄託品を携へて去る四月七日午前十時五分發上り列車で鳥取驛を出發した知事代理岩崎重壽、中村龜太郎兩屬、縣民代表宮崎正一、西尾治兵衛、織田收、松本積善の四縣議は同十二日無事塘沽上陸、爾後一同元氣旺盛にして郷土部隊慰問に精勵せられて居る趣で今回左の如きその第一信を縣に寄せられた。

慰問使第一報

線ノ奮闘狀況等聽取一行今更ナガラ其勇猛果敢
ナリシニ驚嘆セリ

四月八日超滿員南嶺丸ニ乗船正午神戸出帆以來
當航路稀有ノ平穩ナル航海ニ終始シ十二日午前
十時一行元氣旺盛塘沽へ上陸ス阜頭天津領事派
遣警察官ノ出迎ヲ受ケ午後十二時四十六分發列
車ニテ塘沽出發廣遠タル支那本土ヲ北京ニ向フ
途中天津ニ於テ氣高郡大鄉出身西田天津領事ノ
出迎ヲ辱フシ午後四時二十分無事北京ニ到着ス
驛頭米子市出身織田氏友人野口氏ノ案内ニ依リ
同氏推薦ノ北京東華門大街日華ホテルニ落付ク

四月十三日慰問行程打合ノ爲北支派遣軍司令部
ヲ訪問杉山最高指揮官副官篠村中尉ト會合打合
ヲ遂ケ現地旅行認可證ヲ受ク

正午北支派遣軍司令部警備篠村部隊ヲ慰問

日野郡溝口町宇代篠村中尉外二十二名ノ郷土出
身將兵ニ面接ス
篠村中尉始メ當部隊大部分ノ將兵ハ事變以前
線○○地ニ於テ不尠武勳ヲタヽ暁年〇〇月當本
部ヘ勤務目下警備ニ專任セラレツ、アリ當時前

本部隊ハ目下當地方ヲ警備ニ任セラル、外衛生、
勸業、教育等ノ行政宣撫ニ專念セラレ日夜繁忙
ノ状況ヲ聽ク殊ニ營舍ノ一部ニ古屑金物ノ山積
セルアリ斯ル實戰地ニ於テモ資源愛護ノ念ニ厚
キ状況ヲ目擊シ感激ス銃後ニアルモノ、層一層
念頭スペキヲ痛感セリ

× × × ×

00403

越智部隊長の謝狀

慰問團ノ來訪ヲ謝シ且貴縣出身者ニ對スル慰問
金ノ御贈呈ニ付深甚ノ謝意ヲ表ス
貴縣出身將兵一同元氣旺盛ナリ

北支派遣桑木部隊越智部隊長

福地部隊長の謝狀

拜白 戰捷之春酣之候縣民各位益御健勝にて聖

戰下に於ける銃後擴充強化に萬全を期され居候
段邦家の爲慶賀の至りに御座候

陳者今般親しく縣民代表慰問團宮野氏一行を迎
へ懷しき郷土銃後の御狀況を拜聽し且つ御激勵

措く能はざるもの有之剩ヘ御鄭重なる御慰問品
を拜受も縣民各位の御芳志に對し千萬奉鳴謝候

爾來北支各地に轉戰敗殘兵匪の掃蕩は勿論或は
民衆宣撫工作等今次聖戰目的達成に夙夜盡瘁致

居候處郷土將士何れも意氣益々旺盛着々として

肅正の實を擧げ所期の目的貫徹に邁進致居候間
何卒御放念致ト度候

案するに所謂興亞建設の鴻業未だ其の緒に就き
たるに過ぎず今後に期すべきもの眞に多大なる
もの有之戰地たると銃後たるとを不問須からく
滅私奉公、協心戮力以つて盡忠報國の誠を致し
上聖慮を奉安と共に國威を宇内に宣揚致すべき
を念や洵に切なるもの有之候

希くば銃後各位に於かせられても更に今後一層
の御支援並御鞭撻の程奉懇願候

擗筆に際り敬愛なる銃後縣民各位の御多幸を祈
上候

先は古不取敢御禮まで如斯御座候 昭和十四年四月十九日

北支派遣桑木部隊福地部隊長 福地眞三郎 敬具

鳥取縣知事 副見喬雄閣下

鳥取縣公報 第千廿六號 昭和十四年五月五日 (第三種郵便物認可)



森林資源培養に

關する法律の改正

近時バルブ資材其の他用材の需要激増に伴ひ民有林の施業に集約的保護調制の必要切なるものあるに至つたので森林法の改正を見たものである。

森林法の改正

急激なる木材需要の膨脹の結果、國際收支の均衡を維持する爲に外材の輸入が著しく制限せられる事になつたが、その影響として内地の森林特に民有林の伐採が適正を缺くに至つて新植造林との平均が保ら難い状態を來した。今數字について見ても、民有林の無本地造林の助成は昭和十四年以來毎年三萬町歩にわたつてゐる

のであるが、その間即ち過去十ヶ年に於ける造林未済の伐採跡地が四十一萬町歩に及んでゐるのである。斯くては我が國將來の森林資源の確保上重大なる危険を生ずる懼があるので茲にこの法律の改正を見るに至つたのである。

改正の主なる内容は

- (一) 大地積(五千町歩以上)の森林所有者はその森林につき施業案を編成して地方長官の認可を受けねばならぬこととし、其の他中小の森林所有者は森林組合(全町村を一區域)を設立し、組合で施業案を編成して地方長官の認可を受けしめて各種事業を實行せしめることとし、又組合員に出資をなさしたものには經濟活動の機能を認めた。
- (二) 大地積の森林所有者、森林組合等が施業案に定めた施業要件を準據せず又は地方長官の伐採、造林等を命じたる場合之に従はざる時は行政長官は或は伐採の停止を令し、或はそのものに代つて伐採、造林其他施業

00405

00404

(三)

上必要な行為をなす事が出來、又公共團体をして之を行はしむることを得せしむることになつた。

(四)

大地積の森林所有者及び森林組合に對して治水其の他公益上特に必要ある場合には特定の資格を有する施業技術者を置くことを慤恿助成し、以て施業合理化の完璧を期することとなつた。

(五) 森林組合聯合會を新たに制定して森林經營團體の体系を整へ、併せて森林組合及び同聯合會に産業組合的機能を認めて森林業者保護を企圖した。

罰則を強化して法の意圖するところの實現を期する事とした。特に森林火災に對し罰則を重くした。

林業種苗法

主要なる林業用種苗(さしあたり杉、檜、赤松、黒松、落葉松、蝦夷松、ヒノキの七種)について

×

×

×

×

×

- (一) 優良種苗の採取に適する樹木又はその集團を母樹又は母樹林として指定し、所有者をしてその保護管理の義務を負はせ、指定した私有林に限り、政府が補償することになつて居る。
- (二) 配付用種苗の採取及び配布を國の特別なる監督に屬せしめる。
- (三) 罰則を設けてその勵行を期してゐる。

00406



鳥取縣臨時

國勢調査部設置規程

縣に於ては来る八月一日現在を以て施行せらるるべき臨時國勢調査の事務を處理せしむる爲廳内に臨時國勢調査部を設置せられ、その規程を五月二日附を以て左の通り定められた。

× × ×

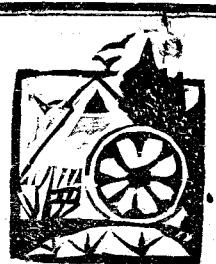
鳥取縣臨時國勢調査部設置規程

第一條 昭和十四年勅令第二百九號昭和十四年

臨時國勢調査施行令第十四條ニ依ル鳥取縣

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則



支那事變出征記念 自作農創設維持

(には五百圓)

二、貸付金額は自作農地の購入又は維持に要する金額から、事變に關し交付せらるゝ資金中本事業に充當し得らるゝ金額を控除した殘額であること。

三、戦死者の遺族が幼年であつたり、戦傷痍を受け未だ健康状態が充分でない等の爲一時自作を爲し得ない場合でも、近き将来に自作し得る見込確實で、本事業の精神に違背しない者は資金借受けの資格ある者として取扱はれること。

四、本施設に依り資金借受け該當者には凡ての點に於て便宜や、優先權が附與せられることとなつたので、今その從來のものと一部取扱ひを異にせる點を左に擧げることにした。

一、一世帯當りの土地所有制限が既にその家

に土地を所有して居る場合に限り、今回

購入維持仕様とするものと併せ、六千圓迄引上げられたこと。(貸付の最高額は

一般のものと同様田畠には四千圓、宅地

臨時國勢調査部ハ鳥取縣廳内ニ之ヲ設ク
第二條 臨時國勢調査部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長 一人
副部長 一人
部員 若干名

第三條 部長ハ總務部長ヲ以テ之ニ充ツ
部長ハ知事ノ命ヲ承ケ事務ヲ總理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第四條 副部長ハ總務部統計課長ヲ以テ之ニ充ツ
副部長ハ部長ヲ輔佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 部員ハ本縣官吏々員中ヨリ知事之ヲ命ス
部員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ部ノ事務ニ從事ス

第六條 臨時國勢調査部ノ處務ニ付テハ鳥取縣處務細則ニ準シ取扱フヘシ

00407

畏くも 天皇陛下には本年三月十四日多摩御陵御親拜の御途次、臨時東京第三陸軍病院に行幸被爲在、全國陸軍病院より轉入の傷兵に對する特殊治療の狀況を親しく天覽被爲遊、全員一同聖恩の渥きに感泣致したのであります、事變勃發以來御政務御繁劇に被爲在るにもかゝわらず、傷兵の爲注がせ給ふ大御心を拜し奉り恐懼の極みであります、就きまして、御仁慈の廣大無邊に全軍の將兵も全國民も皆等しく感泣のことゝ存ずるのであります、就きましては病院に於て、當日在院傷兵全員に對して感激文を課せられたのであります、その内本縣出身者のものを本報に「御仁慈に感激、傷兵の感想文」と題し登載して縣民各位に御傳へすることに致します。

御仁慈に感激傷兵の感想文

出身地鳥取縣西伯郡
成實村大字古方
陸軍歩兵軍曹 枝 俊郎

昭和十四年三月十四日
天皇陛下の行幸を仰ぎ奉り無上の光榮に浴し齊しく恐懼感激致すところであります。戰線に病床に一ヶ年有餘幾度か御下賜品を賜り又今こゝに御尊顔を拜し奉り大御心に接し唯感泣致すのみであります、今日の此の感激と覺悟を永久に忘れず益々再起奉公の信念を固くし誓て此の聖恩に報ゆるべく努力する覺悟であります。

出身地鳥取縣東伯郡
小鴨村大字岩倉
陸軍歩兵上等兵 林 親

昭和十四年三月十四日このよき日

天皇陛下の行幸を仰ぎ奉り無上の光榮に浴し齊しく恐懼感激致すところであります。戰線に病床に一ヶ年有餘幾度か御下賜品を賜り又今こゝに御尊顔を拜し奉り大御心に接し唯感泣致すのみであります、今日の此の感激と覺悟を永久に忘れず益々再起奉公の信念を固くし誓て此の聖恩に報ゆるべく努力する覺悟であります。

昭和十四年三月十四日 畏れ多くも 天皇陛下に於がせられては多摩御陵に御親拜の御後、御多繁なる御身であらせながらも特殊病院なるところの當院の特殊治療、特殊機構と傷兵の症狀を痛く御軽念あらせられ、當院に臨幸を仰ぎ奉り親しく吾等傷兵に對し御仁慈溢る御會釋を賜り龍顏殊の外御麗しく拜し奉りしことは、吾等傷兵至上の光榮之に過ぐるものはないません、啻々優渥なる大御心の鴻大無邊なる皇恩に感泣致しました。

誠に恐懼感激の極みであります、思ふに時局愈々多端の秋に際し吾等傷兵は只管療養に專念致し、一日も早く恢復し再び國防の第一線に立つ事を念願し、又假令廢疾となり第一線に活躍出来ざるものと雖も、永年軍隊に於て鍛錬した堅忍不拔の精神力に依り再起奉公の實を擧げ、益々皇威の發揚と國運の隆盛に精勵邁進し、以て有難き大御心を體し奉り御宸襟を安んじ奉らんことこそ傷兵としての覺悟であります。